

令和7年4月15日

件名 男性職員の育児休業取得率100%達成について

本市では、令和5年度に男性職員の育児休業（以下、「育休」という。）取得率の目標数値を「令和7年度以降100%」と定め、男性職員も育休を取得しやすい職場環境づくりに努めてきたところですが、令和6年度につきましては、100%を超える取得率となり、設定した目標を前倒しで達成することができました。

今後につきましても、引き続き男性職員も育休を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

1 男性育休取得率の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取得人数	5人	10人	9人	45人	53人
取得率	8.6%	18.2%	19.1%	76.3%	103.9%

※平均取得日数（令和6年度）：69.0日

2 男性職員の育休取得率の向上のための取組み

(1) 職場の上司による育休取得の働きかけの徹底

職員が配偶者の妊娠、出産等を申し出た場合には、管理職員が、育児休業制度等の周知を行うとともに、職員への育休取得の働きかけを徹底しています。

(2) 昇任昇格基準

育休を取得した場合でも、能力・実績に基づき昇任・昇格の判断を行い、育休を取得したことによって昇任・昇格が遅れることがないような制度としています。

(3) 代替職員の確保

職員が育休を取得したときに業務への支障があるような場合には、代替えとして正規職員を配置できるような体制を整備しています。

※参考（育児休業手当金について）

- （１）育休中は無給となる代わりに、子が１歳に達する日まで、共済組合から「育児休業手当金」（市職員は雇用保険に加入しないため、雇用保険の「育児休業給付金」と同等のもの。）が支給されます。
- （２）平成７年度の制度創設以降、給付率は徐々に上がり、現在は、育休前の標準報酬の日額の５０％（育休の開始から１８０日間は６７％）が給付されます。また、令和７年度から新たに創設された「育児休業支援手当金」により、子の出産後一定期間内に、組合員とその配偶者の双方が１４日以上の子育て休業を取得した場合、育休前の標準報酬の日額の１３％が給付（最長２８日間分）されます。これにより、育児休業開始から最長２８日間は、２つの手当金を合わせて標準報酬の日額の８０％が支給されることとなり、育休中における社会保険料の支払いが免除されることを含めると、手取り額の１００％相当が実質的に補填される仕組みになりました。

【本件に関する問い合わせ】

総務部職員課

電話：０２７－３２１－１２０９